

議案第72号

日進市ポイ捨て及びふん害の防止に関する条例の一部改正について

日進市ポイ捨て及びふん害の防止に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和3年11月25日提出

日進市長 近藤裕貴

1 提案理由

この案を提出するのは、市民等の生活環境の美化を推進するに当たり、路上喫煙を防止するため、日進市ポイ捨て及びふん害の防止に関する条例の一部を改正する必要があるからであります。

2 主な改正点

- (1) 生活環境全般の美化を図っていくことを目指し、条例の名称を「日進市生活環境の美化を推進する条例」に改称する。
- (2) 特に必要と認める区域を路上喫煙禁止区域として指定することができるものとする。
- (3) 路上喫煙禁止区域の指定に当たっては、市民等及び事業者の意見聴取、関係機関との協議並びに区域の範囲、名称、指定年月日等の告示及び周知を行うものとする。
- (4) その他必要な規定の整理を行う。

日進市ポイ捨て及びふん害の防止に関する条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日
条 例 第 号

日進市ポイ捨て及びふん害の防止に関する条例(平成12年日進市条例第47号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p><u>日進市生活環境の美化を推進する条例</u></p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、<u>路上喫煙</u>、ポイ捨て及びふん害の防止について必要な事項を定めることにより、環境美化の促進を図り、もって市民の快適な生活環境の保全に資することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>喫煙</u> <u>人が吸入するため、たばこ(たばこ事業法(昭和59年法律第68号)第2条第3号に掲げる製造たばこであつて、同号に規定する喫煙用に供されるもの及び同法第38条第2項に規定する製造たばこ代用品をいう。)を燃焼させ、又は加熱することにより煙(蒸気を含む。)を発生させることをいう。</u></p> <p>(2) <u>公共の場所</u> <u>道路、広場、公園、河川その他の屋外の公共の用に供する場所をいう。</u></p> <p>(3) <u>路上喫煙</u> <u>公共の場所(公共の場所を管理する権限を有する者が設置し、又は設置を許可した灰皿その他これに類する設</u></p>	<p><u>日進市ポイ捨て及びふん害の防止に関する条例</u></p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、ポイ捨て及びふん害の防止について必要な事項を定めることにより、環境美化の促進を図り、もって市民の快適な生活環境の保全に資することを目的とする。</p> <p><u>(基本となる責務)</u></p> <p>第2条 <u>何人も、みだりに空き缶等を捨て又は飼い犬等のふんを放置しないようにしなければならない。</u></p> <p>(定義)</p> <p>第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p>

備が設けられた場所を除く。)において喫煙をすることをいう。

(4) 略

(5) ふん害 飼い犬等のふんにより公共の場所及び他人の土地を汚すことをいう。

(6) 空き缶等 空き缶、空き瓶、ペットボトルその他の容器(中身の入ったもの並びに栓及びふたを含む。)、たばこの吸い殻、ガムのかみかす、包装用紙その他紙くず及び印刷物をいう。

(7) 略

(8) 略

(9) 略

(10) 略

(11) 略

(市民等の責務)

第3条 市民等は、路上喫煙をしないよう努めなければならない。

2 略

3 略

4 市民等は、清掃活動を地域において行う等により環境美化に努めるとともに、市が実施する路上喫煙、ポイ捨て及びふん害の防止に関する施策(以下「環境美化施策」という。)に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、その事業活動を行うにあたっては、路上喫煙及びポイ捨て防止に努めるとともに、市が実施する環境美化施策に協力しなければならない。

2・3 略

(土地所有者等の責務)

第5条 略

(飼い主の責務)

第6条 略

(市の責務)

(1) 略

(2) ふん害 飼い犬等のふんにより道路、公園、河川その他公共の場所(以下「公共の場所」という。)及び他人の土地を汚すことをいう。

(3) 空き缶等 空き缶、空き瓶、ペットボトルその他の容器(中身の入ったもの並びに栓及びふたを含む。)、たばこの吸い殻、ガムのかみかす、包装用紙その他紙くず、印刷物をいう。

(4) 略

(5) 略

(6) 略

(7) 略

(8) 略

(市民等の責務)

第4条

略

2 略

3 市民等は、清掃活動を地域において行う等により環境美化に努めるとともに、市が実施するポイ捨て及びふん害の防止に関する施策(以下「環境美化施策」という。)に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動を行うにあたっては、ポイ捨て防止に努めるとともに、市が実施する環境美化施策に協力しなければならない。

2・3 略

(土地所有者等の責務)

第6条 略

(飼い主の責務)

第7条 略

(市の責務)

第7条 略

(公共の場所における印刷物等の配布者等の講ずべき措置)

第8条 略

(路上喫煙禁止区域の指定等)

第9条 市長は、特に必要と認める区域を路上喫煙禁止区域として指定することができる。

2 市民等は、路上喫煙禁止区域においては、路上喫煙をしてはならない。

3 市長は、路上喫煙禁止区域を指定し、若しくは変更し、又はその指定を解除しようとするときは、あらかじめ当該区域内の市民等及び事業者の意見を聞くとともに、関係機関と協議しなければならない。

4 市長は、路上喫煙禁止区域を指定し、若しくは変更し、又はその指定を解除するときは、規則で定める事項を告示するとともに、市民等及び事業者への周知を図るため必要な措置を講じなければならない。

(勧告)

第11条 市長は、第3条第2項、第4条第2項、第6条第2項、第8条及び第9条第2項の規定に違反したものに対して、当該違反を是正するために必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

第8条 略

(公共の場所における印刷物等の配布者等の講ずべき措置)

第9条 略

(勧告)

第11条 市長は、前項の規定による指導に従わないときは、当該指導に従うよう勧告することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第73号

日進市国民健康保険条例の一部改正について

日進市国民健康保険条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和3年11月25日提出

日進市長 近藤裕貴

1 提案理由

この案を提出するのは、国民健康保険に係る出産育児一時金の額について、健康保険法施行令の出産育児一時金の額を勘案し定めているところ、同令の改正により当該出産育児一時金の額が変更されたことに伴い、日進市国民健康保険条例の一部を改正する必要があるからであります。

2 主な改正点

被保険者が負担する産科医療補償制度の掛金が1万6千円から1万2千円に減額される。このことにより、当該掛金と同額とされている出産育児一時金加算額が減額されるが、出産に係る経済的負担を軽減するため、総支給額を現行の42万円に維持し、当該掛金の減額分を給付分として4千円引き上げる。

	総支給額 (a + b)	出産育児一時金 (給付分) (a)	加算額 (掛金) (b)
改正前	42万円	40万4千円	1万6千円
改正後	42万円	40万8千円	1万2千円

日進市国民健康保険条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日
条例第 号

日進市国民健康保険条例(昭和42年日進町条例第14号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(出産育児一時金)</p> <p>第6条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、<u>出産育児一時金</u>として<u>408,000円</u>を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに3万円を上限として加算するものとする。</p> <p>2 略</p>	<p>(出産育児一時金)</p> <p>第6条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し<u>出産育児一時金</u>として<u>404,000円</u>を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに3万円を上限として加算するものとする。</p> <p>2 略</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の前に出産した被保険者に係る日進市国民健康保険条例第6条の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

議案第76号

令和3年度日進市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

令和3年度日進市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を別冊のとおり提出します。

令和3年11月25日提出

日進市長 近藤 裕 貴

提案理由

地方自治法第218条第1項に基づき提案するものであります。

令和3年度（第2号）

日進市国民健康保険特別会計補正予算書

令和3年度日進市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

令和3年度日進市の国民健康保険特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ130,376千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,711,959千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年11月25日提出

日進市長 近藤裕貴

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

単位：千円

款	項	既定額	補正額	計
2. 県支出金		4,313,515	130,376	4,443,891
	1. 県補助金	4,313,514	130,376	4,443,890
4. 繰入金		728,771	0	728,771
	1. 一般会計繰入金	515,441	1,855	517,296
	2. 基金繰入金	213,330	△1,855	211,475
歳入合計		6,581,583	130,376	6,711,959

歳 出

単位：千円

款	項	既 定 額	補 正 額	計
2. 保険給付費		4,277,920	130,376	4,408,296
	1. 療養諸費	3,752,184	112,130	3,864,314
	2. 高額療養費	491,200	18,246	509,446
歳 出 合 計		6,581,583	130,376	6,711,959

令和3年度（第2号）

日進市国民健康保険特別会計補正予算説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

単位：千円

款	既定額	補正額	計
1. 国民健康保険税	1,392,574		1,392,574
2. 県支出金	4,313,515	130,376	4,443,891
3. 財産収入	385		385
4. 繰入金	728,771	0	728,771
5. 繰越金	141,177		141,177
6. 諸収入	5,161		5,161
歳入合計	6,581,583	130,376	6,711,959

歳 出

款	既 定 額	補 正 額	計
1. 総務費	42,720		42,720
2. 保険給付費	4,277,920	130,376	4,408,296
3. 国民健康保険事業費納付金	2,003,848		2,003,848
4. 財政安定化基金拠出金	1		1
5. 保健事業費	82,431		82,431
6. 基金積立金	145,772		145,772
7. 公債費	1		1
8. 諸支出金	18,890		18,890
9. 予備費	10,000		10,000
歳 出 合 計	6,581,583	130,376	6,711,959

単位：千円

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
130,376			0
130,376			0

2 歳 入

2 款 県支出金

1 項 県補助金

目	既 定 額	補 正 額	計
1. 保険給付費等交付金	4,313,514	130,376	4,443,890
計	4,313,514	130,376	4,443,890

4 款 繰入金

1 項 一般会計繰入金

1. 一般会計繰入金	515,441	1,855	517,296
計	515,441	1,855	517,296

4 款 繰入金

2 項 基金繰入金

1. 基金繰入金	213,330	△1,855	211,475
計	213,330	△1,855	211,475

2款 県支出金
4款 繰入金

単位：千円

節		金額	説明
区分			
1. 普通交付金		130,376	普通交付金 130,376

1. 一般会計繰入金		1,855	基盤安定繰入金 1,855

1. 基金繰入金		△1,855	基金繰入金 △1,855

3 歳 出

2 款 保険給付費

1 項 療養諸費

目	既定額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 一般被保険者療養給付費	3,696,000	112,130	3,808,130	112,130 県			
計	3,752,184	112,130	3,864,314	112,130			

2 款 保険給付費

2 項 高額療養費

1. 一般被保険者高額療養費	490,000	18,246	508,246	18,246 県			
計	491,200	18,246	509,446	18,246			

2款 保険給付費

単位：千円

節		説 明	
区 分	金 額	細 節	
18. 負担金、補助及び交付金	112,130	負担金 112,130	一般被保険者療養給付費 112,130 一般被保険者療養給付費負担金 112,130

18. 負担金、補助及び交付金	18,246	負担金 18,246	一般被保険者高額療養費 18,246 一般被保険者高額療養費負担金 18,246

議案第77号

令和3年度日進市下水道事業会計補正予算（第2号）について

令和3年度日進市下水道事業会計補正予算（第2号）を別冊のとおり提出します。

令和3年11月25日提出

日進市長 近藤 裕 貴

提案理由

地方自治法第218条第1項に基づき提案するものであります。

令和3年度（第2号）

日進市下水道事業会計補正予算書

令和3年度日進市下水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和3年度日進市下水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第2条 令和3年度日進市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収 入			
第1款 下水道事業収益	2,158,023 千円	3,389 千円	2,161,412 千円
第2項 営業外収益	1,327,617 千円	3,389 千円	1,331,006 千円
支 出			
第1款 下水道事業費用	2,062,390 千円	24,349 千円	2,086,739 千円
第1項 営業費用	1,917,420 千円	17,712 千円	1,935,132 千円
第2項 営業外費用	144,419 千円	6,637 千円	151,056 千円

（資本的収入及び支出の補正）

第3条 予算第4条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「302,804千円」を「282,763千円」に、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額「11,571千円」を「10,887千円」に、「当年度分損益勘定留保資金161,060千円及び減債積立金105,639千円」を「当年度分損益勘定留保資金140,404千円、減債積立金105,639千円及び建設改良積立金1,299千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収 入			
第1款 資本的収入	1,512,196 千円	△1,375 千円	1,510,821 千円
第2項 他会計負担金	1,981 千円	△120 千円	1,861 千円
第3項 他会計補助金	400,587 千円	△1,255 千円	399,332 千円
支 出			
第1款 資本的支出	1,815,000 千円	△21,416 千円	1,793,584 千円
第1項 建設改良費	1,229,556 千円	△21,416 千円	1,208,140 千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第4条 予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
職員給与費	125,035 千円	△5,215 千円	119,820 千円

(他会計からの補助金の補正)

第5条 予算第9条中「690,809千円」を「693,323千円」に改める。

令和3年11月25日提出

日進市長 近藤裕貴

令和3年度（第2号）

日進市下水道事業会計補正予算説明書

令和3年度日進市下水道事業会計補正予算実施計画

収益の収入及び支出

収 入

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
01 下水道事業 収益			(千円) 2,158,023	(千円) 3,389	(千円) 2,161,412	
	02 営業外収益		1,327,617	3,389	1,331,006	
		02 他会計負担 金	5,417	△ 380	5,037	
		03 他会計補助 金	290,222	3,769	293,991	

支 出

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
01 下水道事業 費用			(千円) 2,062,390	(千円) 24,349	(千円) 2,086,739	
	01 営業費用		1,917,420	17,712	1,935,132	
		03 処理場費	449,178	18,011	467,189	
		06 総係費	137,568	△ 299	137,269	
	02 営業外費用		144,419	6,637	151,056	
		02 消費税及び 地方消費税	10,472	6,637	17,109	

資本的收入及び支出

収 入

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
01 資本的收入			(千円) 1,512,196	(千円) △ 1,375	(千円) 1,510,821	
	02 他会計負担金		1,981	△ 120	1,861	
		01 他会計負担金	1,981	△ 120	1,861	
	03 他会計補助金		400,587	△ 1,255	399,332	
		01 他会計補助金	400,587	△ 1,255	399,332	

支 出

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
01 資本の支出			(千円) 1,815,000	(千円) △ 21,416	(千円) 1,793,584	
	01 建設改良費		1,229,556	△ 21,416	1,208,140	
		01 管路建設費	348,573	△ 21,416	327,157	

令和3年度日進市下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書

(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)

(単位 千円)

1	業務活動によるキャッシュ・フロー	
	当年度純利益	70,930
	減価償却費	1,202,504
	長期前受金戻入額	△ 1,031,814
	支払利息	133,435
	受取利息 (△は益)	△ 1
	固定資産除却費	35,670
	未収金の増減額 (△は増加)	△ 11,768
	未払金の増減額 (△は減少)	△ 22,157
	引当金の増減額 (△は減少)	256
	貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△ 125
	その他流動負債の増減額 (△は減少)	△ 34
	小計	376,896
	利息の受取額	1
	利息の支払額	△ 133,435
	業務活動によるキャッシュ・フロー	243,462
2	投資活動によるキャッシュ・フロー	
	有形固定資産の取得による支出	△ 1,070,849
	他会計負担金による収入	1,861
	他会計補助金による収入	358,436
	国庫補助金等による収入	492,328
	分担金及び負担金による収入	312,951
	投資活動によるキャッシュ・フロー	94,727
3	財務活動によるキャッシュ・フロー	
	建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	253,200
	建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 584,300
	財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 331,100
	資金増加額 (又は減少額)	7,089
	資金期首残高	147,600
	資金期末残高	154,689

給与費明細書

区分	職員数		給与費				法定福利費 (千円)	合計 (千円)
	特別職 (人)	一般職 (人)	報酬 (千円)	給料 (千円)	手当 (千円)	計 (千円)		
補正後		12 (1)		51,127	43,319	94,446	25,374	119,820
補正前		12 (2)		53,627	45,220	98,847	26,188	125,035
比較		0 (△1)		△ 2,500	△ 1,901	△ 4,401	△ 814	△ 5,215

※ () 内は、再任用短時間勤務職員について外書き

手当の内訳	区分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	特殊勤務 手当 (千円)	時間外 勤務手当 (千円)
	補正後	2,862	7,291	301	588		5,800
	補正前	3,152	7,551	301	528		5,800
	比較	△ 290	△ 260	0	60		0
	区分	宿日直 手当 (千円)	管理職 手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)	管理職員特 別勤務手当 (千円)
	補正後		1,477	13,781	9,769	1,450	
	補正前		1,377	14,311	10,145	2,055	
	比較		100	△ 530	△ 376	△ 605	

※ 補正後の期末・勤勉手当には、翌年度6月期期末・勤勉手当のうち本年度発生額である賞与引当金繰入額7,483千円が含まれる。

補正後の法定福利費には、翌年度6月期期末・勤勉手当に係る法定福利費のうち本年度発生額である法定福利費引当金繰入額1,446千円が含まれる。

令和3年度日進市下水道事業予定貸借対照表

(令和4年3月31日)

(単位 千円)

		資産の部		
1	固定資産			
	有形固定資産			
	イ 土地		2,024,780	
	ロ 建物	1,394,304		
	減価償却累計額	<u>△ 121,685</u>	1,272,619	
	ハ 構築物	23,815,336		
	減価償却累計額	<u>△ 1,356,329</u>	22,459,007	
	ニ 機械及び装置	4,519,895		
	減価償却累計額	<u>△ 904,966</u>	3,614,929	
	有形固定資産合計		<u>29,371,335</u>	
	固定資産合計			29,371,335
2	流動資産			
	(1)現金・預金		154,689	
	(2)未収金	101,193		
	貸倒引当金	<u>△ 229</u>	100,964	
	流動資産合計			255,653
	資産合計			<u>29,626,988</u>
		負債の部		
3	固定負債			
	企業債			
	建設改良費等の財源に充てるための企業債	<u>7,888,157</u>		
	企業債合計		<u>7,888,157</u>	
	固定負債合計			7,888,157
4	流動負債			
	(1)企業債			
	建設改良費等の財源に充てるための企業債	<u>585,591</u>		
	企業債合計		585,591	
	(2)未払金		100,308	
	(3)引当金			
	イ 賞与引当金	7,483		
	ロ 法定福利費引当金	<u>1,446</u>		
	引当金合計		8,929	
	流動負債合計			694,828
5	繰延収益			
	長期前受金		21,019,459	
	収益化累計額		<u>△ 1,987,676</u>	
	繰延収益合計			19,031,783
	負債合計			<u>27,614,768</u>
		資本の部		
6	資本金			781,323
7	剰余金			
	(1)資本剰余金			
	イ 受贈財産評価額		0	
	ロ 国庫補助金	1,020,583		
	ハ 他会計補助金	<u>21,600</u>		
	資本剰余金合計		1,042,183	
	(2)利益剰余金			
	イ 建設改良積立金	1,784		
	ロ 当年度未処分利益剰余金	<u>186,930</u>		
	利益剰余金合計		188,714	
	剰余金合計			1,230,897
	資本合計			<u>2,012,220</u>
	負債資本合計			<u>29,626,988</u>

注 記

第1 重要な会計方針

1 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

・減価償却の方法	定額法
・主な耐用年数	
建物	8年～50年
構築物	10年～50年
機械及び装置	6年～30年

2 引当金の計上方法

(1) 退職給付引当金

本市は、愛知県市町村職員退職手当組合に加入しており、当該組合の負担金について積立金の不足等に応じて発生する追加的な費用は、一般会計において措置するため、退職給付引当金を計上していない。

(2) 賞与引当金

職員の期末手当及び勤勉手当の支給に備えるため、当事業年度末における支給見込額に基づき、当事業年度の負担に属する額を計上している。

(3) 法定福利費引当金

職員の期末手当及び勤勉手当に係る法定福利費の支出に備えるため、当事業年度末における支出見込額に基づき、当事業年度の負担に属する額を計上している。

(4) 貸倒引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため、貸倒実績率等による回収不能見込額を計上している。

3 消費税及び地方消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっている。

第2 予定貸借対照表関連

企業債の償還に係る他会計の負担

貸借対照表に計上されている企業債（当該事業年度の末日の翌日から起算して1年以内に償還予定のものも含む。）のうち、一般会計が負担すると見込まれる額は318,742千円である。

第3 セグメント情報の開示

1 報告セグメントの概要

日進市下水道事業は、公共下水道事業、農業集落排水事業を運営しており、各事業で運営方針等を決定していることから、公共下水道事業、農業集落排水事業の2つを報告セグメントとしている。

なお、各報告セグメントに属する事業の内容は以下のとおりである。

事業区分	事業の内容
公共下水道事業	北部処理区、南部処理区及び梅森処理区における汚水処理事業
農業集落排水事業	相野山浄化センターが処理する区域における汚水処理事業

2 報告セグメントごとの営業収益等

当年度（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）

（単位：千円）

	公共下水道事業	農業集落排水事業	合計
営業収益	752,258	2,710	754,968
営業費用	1,866,338	14,257	1,880,595
営業損益	△1,114,080	△11,547	△1,125,627
経常損益	70,819	111	70,930
セグメント資産	29,415,641	211,347	29,626,988
セグメント負債	27,453,356	161,412	27,614,768
その他の項目			
他会計繰入金	697,226	2,995	700,221
減価償却費	1,193,439	9,065	1,202,504
特別利益	1	0	1
特別損失	1	0	1
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	1,831,593	1,250	1,832,843

令和3年度（第2号）

日進市下水道事業会計補正予算実施計画明細書

令和3年度日進市下水道事業会計補正予算実施計画明細書

収益の収入及び支出

収 入

款	項	目	節	
01 下水道事業収益				
	02 営業外収益			
		02 他会計負担金		001 他会計負担金
		03 他会計補助金		
	001 他会計補助金			

支 出

款	項	目	節	
01 下水道事業費用				
	01 営業費用			
		03 処理場費		001 給料
				002 手当
				003 賞与引当金繰入額
				004 法定福利費
				014 動力費
				018 薬品費
			022 委託料	
		06 総係費		
			002 手当	
			003 賞与引当金繰入額	
	004 法定福利費			
02 営業外費用				
	02 消費税及び 地方消費税			
		041 消費税及び 地方消費税		

既決予定額	補正予定額	計	備 考
(千円)	(千円)	(千円)	
2,158,023	3,389	2,161,412	
1,327,617	3,389	1,331,006	
5,417	△ 380	5,037	
5,417	△ 380	5,037	地方公営企業職員に係る 児童手当に要する経費に 対する負担金 △ 380
290,222	3,769	293,991	
290,222	3,769	293,991	

既決予定額	補正予定額	計	備 考
(千円)	(千円)	(千円)	
2,062,390	24,349	2,086,739	
1,917,420	17,712	1,935,132	
449,178	18,011	467,189	
11,259	△ 2,000	9,259	一般職 2人
6,392	△ 864	5,528	扶養手当 △ 194 地域手当 △ 260 通勤手当 30 期末手当 △ 100 勤勉手当 △ 100 児童手当 △ 240
1,585	△ 182	1,403	
4,795	△ 454	4,341	社会保険料等 △ 454
22,120	4,500	26,620	
22,000	5,600	27,600	
331,782	11,411	343,193	汚泥運搬処分委託料 15,100 水質等分析委託料 △ 3,689
137,568	△ 299	137,269	
22,508	△ 26	22,482	一般職 7人 扶養手当 54 通勤手当 30 管理職手当 100 児童手当 △ 210
4,864	△ 163	4,701	
14,954	△ 110	14,844	共済組合負担金 △ 150 退職手当組合負担金 40
144,419	6,637	151,056	
10,472	6,637	17,109	
10,472	6,637	17,109	

資本的收入及び支出
収 入

款	項	目	節
01 資本的收入			
	02 他会計負担金		
		01 他会計負担金	001 他会計負担金
	03 他会計補助金		
		01 他会計補助金	
			001 他会計補助金

支 出

款	項	目	節
01 資本の支出			
	01 建設改良費		
		01 管路建設費	001 給料
			002 手当
			003 賞与引当金繰入額
			004 法定福利費
			028 補償、補填 及び賠償金

既決予定額	補正予定額	計	備 考
(千円)	(千円)	(千円)	
1,512,196	△ 1,375	1,510,821	
1,981	△ 120	1,861	
1,981	△ 120	1,861	
1,981	△ 120	1,861	地方公営企業職員に係る 児童手当に要する経費に 対する負担金 △ 120
400,587	△ 1,255	399,332	
400,587	△ 1,255	399,332	
400,587	△ 1,255	399,332	

既決予定額	補正予定額	計	備 考
(千円)	(千円)	(千円)	
1,815,000	△ 21,416	1,793,584	
1,229,556	△ 21,416	1,208,140	
348,573	△ 21,416	327,157	
9,916	△ 500	9,416	一般職 3人
8,381	△ 555	7,826	扶養手当 △ 150 期末手当 △ 150 勤勉手当 △ 100 児童手当 △ 155
1,490	△ 111	1,379	
4,993	△ 250	4,743	共済組合負担金 △ 250
74,035	△ 20,000	54,035	

議案第78号

日進市高齢者生きがい活動センターの指定管理者の指定について

下記のとおり日進市高齢者生きがい活動センターの指定管理者を指定するものとする。

令和3年11月25日提出

日進市長 近藤裕貴

記

- 1 公の施設の名称 日進市高齢者生きがい活動センター
- 2 指定管理者の名称 公益社団法人 日進市シルバー人材センター
- 3 指定管理者の所在 愛知県日進市蟹甲町中島267番地
- 4 指定の期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

提案理由

この案を提出するのは、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるからであります。

別表

1 指定管理者の概要

団体名	公益社団法人 日進市シルバー人材センター
所在地	〒470-0122 日進市蟹甲町中島 267 番地
代表者	会長 加藤 健
設立年月日	昭和 60 年 11 月 15 日
会員数及び職員数	会員 495 名（令和 2 年度末現在） 職員 10 名
沿革	昭和 60 年 9 月 社団法人シルバー人材センター日進町高齢者能力活用協会として発足 平成元年 5 月 社団法人日進町シルバー人材センターと改称 平成 7 年 3 月 社団法人日進市シルバー人材センターと改称 平成 23 年 4 月 公益社団法人日進市シルバー人材センターと改称
業務内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 臨時的かつ短期的な就業（雇用によるものを除く。）又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものを除く。）を希望する高齢者のために、これらの就業の機会を確保し、及び組織的に提供する事業 2 臨時的かつ短期的な就業（雇用によるものを除く。）又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものを除く。）を希望する高齢者のための就業機会を確保するために行う日進市の公の施設の指定管理業務 3 臨時的かつ短期的な雇用による就業又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものに限る。）を希望する高齢者のための職業紹介事業 4 臨時的かつ短期的な雇用による就業又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものに限る。）を希望する高齢者のための労働者派遣事業 5 高齢者に対し、臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業に必要な知識及び技能の付与を目的とした講習を行う事業 6 高齢者の就業に関する調査研究及び相談を行う事業 7 高齢者の安全かつ適正な就業を推進するために事故防止の啓発等を行う事業 8 センターの活動等について周知を図る事業 9 その他センターの目的を達成するために必要な事業

公共事業等の主な実績	1 日進市高齢者生きがい活動センター（現指定管理者）				
	2 日進市中央環境センター管理業務（現在）				
	3 近隣公園管理業務（現在）				
	4 学校体育施設スポーツ開放管理業務（現在）				
	5 市内巡回バス案内業務（現在）				
	6 観光施設清掃等業務（現在）				
	7 福祉会館施設清掃管理業務（現在）				
	8 図書館部分開館日施設管理業務（現在）				
	9 旧市川家住宅管理業務（現在） 等				
公共施設等 管理実績	発注者	施設所 在県名	施設名	管理内容	管理期間
	日進市	愛知県	日進市高齢者生きがい 活動センター	施設運営及 び維持管理	H18.4～
財政状況 単位：千円	年 度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	
	総収入	210,569	210,660	195,518	
	総支出	209,738	209,731	193,407	
	当期損益	831	929	2,111	
	累積損益	52,007	52,668	54,778	

2 指定管理者の指定方法

募集方法	公募によらない
------	---------

日進市高齢者生きがい活動センターの指定管理者の候補者の選定について

1 対象施設

施設名称 日進市高齢者生きがい活動センター
 所在地 日進市蟹甲町中島 267 番地
 延床面積 616.70 m²
 構造 S造2階建て
 開設年月日 昭和63年4月1日

2 提案の概要

- ・働く意欲をもった高齢者に就業の機会を提供するとともに、健康の増進と社会交流を図ることができる施設を目指す。
- ・就業の相談窓口、就業の提供及び技能・教養の向上、生きがいの向上を目指す施設とし、高齢者の安心し、安定した生活に寄与する。
- ・ホームページ、市の広報等を活用し、相談、講習会等事業をPRする。
- ・利用についてのアンケートを実施し、利用者のニーズ・課題を把握し、管理運営に反映する。
- ・事故・災害・犯罪につながる箇所を未然に見つける努力をし、早期修理・改善に努める。

提案額

単位：千円（消費税込）

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
指定管理料	4,400	4,400	4,400

	令和7年度	令和8年度	合計
指定管理料	4,400	4,400	22,000

3 主な委員意見（評価できる点）

- ・シルバー人材センターとしての業務を適切に提供する場としての制度が整えられている。
- ・これまでの経緯に照らし、従前の延長線上の提案である。
- ・長期間の実績

4 審査結果

審査基準	審査項目	配点	(公社) 日進市シルバー 人材センター
1 市民の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。(条例第4条第1号)	①施設管理に関する基本的な考え方	75	50.0
	②利用者対応についての考え方及び具体策	50	32.0
2 事業計画書の内容が施設の効用を最大限に発揮するものであること。(同条第2号)	①施設の有効活用等	50	32.0
	②事業の計画	50	33.0
	③地域貢献	75	55.0
3 事業計画書の内容が施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。(同条第3号)	①指定管理料(提案額)	25	15.0
	指定管理料(収支計画等)	25	18.0
	②施設の維持管理等	50	33.0
4 事業計画書に沿った管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。(同条第4号)	①施設の管理運営に必要な人員	50	35.0
	②組織体制	50	31.0
合 計		500	334.0

議案第79号

日進市障害者福祉センターの指定管理者の指定について

下記のとおり日進市障害者福祉センターの指定管理者を指定するものとする。

令和3年11月25日提出

日進市長 近藤裕貴

記

- 1 公の施設の名称 日進市障害者福祉センター
- 2 指定管理者の名称 社会福祉法人 日進市社会福祉協議会
- 3 指定管理者の所在 愛知県日進市蟹甲町中島22番地
- 4 指定の期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

提案理由

この案を提出するのは、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるからであります。

別表

1 指定管理者の概要

団体名	しゃかいふくしほうじん にっしんししゃかいふくしきょうぎかい 社会福祉法人 日進市社会福祉協議会
所在地	〒470-0122 日進市蟹甲町中島 22 番地
代表者	会長 堀之内 秀紀
設立年月日	昭和 61 年 3 月 10 日
職員数	118 名（常務理事 2 名、市派遣職員 5 名、正職員 35 名、再任用職員 1 名、臨時職員 75 名）
沿革	昭和 61 年 3 月 社会福祉法人日進町社会福祉協議会設立 平成 2 年 4 月 ボランティアセンター開設 平成 6 年 10 月 社会福祉法人日進市社会福祉協議会と改称 平成 7 年 4 月 地域福祉サービスセンター開設 平成 16 年 4 月 日進市障害者地域生活支援事業受託 平成 22 年 4 月 日進市障害者相談支援センター事業受託 平成 24 年 4 月 日進市障害者福祉センター指定管理受託 平成 27 年 4 月 親子通園事業受託
業務内容	1 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施 2 社会福祉に関する活動への住民参加のための援助 3 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成 4 共同募金事業の協力 5 高齢者、障害者デイサービスセンター事業 6 地域包括支援センター事業 7 地域生活支援センター事業 8 児童発達支援センター事業 9 居宅介護支援事業 10 生活困窮者自立支援事業
公共事業等の主な実績	1 日進市障害者地域生活支援事業 2 日進市中部地域包括支援センター事業 3 日進市生活困窮者自立相談支援等事業 4 親子通園事業 5 日進市生活支援コーディネーター事業 6 日進市認知症初期集中支援チーム事業 7 日進市就労・生活総合支援コーディネーター事業

公共施設等 管理実績	発注者	施設所在県名	施設名	管理内容	管理期間
	日進市	愛知県	日進市中央福祉センター	施設運営及び維持管理	H18.4～
	日進市	愛知県	日進市福祉情報センター	〃	H18.4～
	日進市	愛知県	日進市障害者福祉センター	〃	H24.4～
財政状況 単位：千円	年 度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	
	総収入	483,713	446,970	518,416	
	総支出	497,602	479,364	483,262	
	当期損益	△13,889	△32,394	35,154	
	累積損益	114,517	82,123	117,277	

2 指定管理者の指定方法

募集方法	公募によらない
------	---------

日進市障害者福祉センターの指定管理者の候補者の選定について

1 対象施設

施設名称 日進市障害者福祉センター
 所在地 日進市竹の山四丁目 301 番地
 延床面積 995.1 m²
 構造 木造 平屋建て
 開設年月日 平成 24 年 4 月 1 日

2 提案の概要

- ・子ども発達支援センターでは、利用者利便性向上のため、①発達相談と計画相談の一体的な運営 ②専門職によるアセスメントと支援の実施 ③巡回相談、保育所等訪問支援による地域支援の実施 ④多様な家族支援プログラムの提供 ⑤関係機関との連携及び協働体制の確保等に取り組む。
- ・巡回相談、保育所等訪問支援等を通じて、地域園や学校、事業所等の支援力を高め障害児の受け入れを支援することで、インクルーシブの推進を図る。
- ・地域生活支援センターでは、地域の中核的役割を担う基幹相談支援センターとして総合的かつ専門的な相談支援、障害福祉の普及啓発等に取り組む。
- ・施設の立地条件を生かし、近隣大学と連携した事業展開を図る。
- ・センターのHP上に市内就労系事業所と協力し、動画を作成し、配信することで、保護者のほか広く市民に情報提供をする。

提案額

単位：千円（消費税込）

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
指定管理料	62,485	62,485	62,485

	令和7年度	令和8年度	合計
指定管理料	62,485	62,485	312,425

3 主な委員意見（評価できる点）

- ・障害の疑いから、18歳以降でのトータルなライフステージの支援が大変に良く理解できた。
- ・これまでの管理運営実績に照らし、堅実かつ実現可能性の高い提案であると思量される。
- ・利用者のことを第一に考えている。
- ・発達の遅れが気になる児童の発見・支援へのつなぎ、関係機関との連携等、きめ細やかな対応ができています。

4 審査結果

審査基準	審査項目	配点	(福) 日進市社会福祉協議 会
1 市民の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。(条例第4条第1号)	①施設管理に関する基本的な考え方	50	44.0
	②利用者対応についての考え方及び具体策	50	46.0
2 事業計画書の内容が施設の効用を最大限に発揮するものであること。(同条第2号)	① 施設の有効活用等	50	46.0
	② 事業の計画	50	44.0
	③ 地域貢献	50	43.0
3 事業計画書の内容が施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。(同条第3号)	① 指定管理料 (提案額)	50	30.0
	指定管理料 (収支計画等)	50	38.0
	② 施設の維持管理等	50	41.0
4 事業計画書に沿った管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。(同条第4号)	①施設の管理運営に必要な人員	50	42.0
	② 組織体制	50	42.0
合 計		500	416.0

議案第80号

にしん子育て総合支援センターの指定管理者の指定について

下記のとおりにしん子育て総合支援センターの指定管理者を指定するものとする。

令和3年11月25日提出

日進市長 近藤 裕 貴

記

- 1 公の施設の名称 にしん子育て総合支援センター
- 2 指定管理者の名称 特定非営利活動法人 ファミリーステーションR i n
- 3 指定管理者の所在 愛知県日進市岩藤町陸見63番地
- 4 指定の期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

提案理由

この案を提出するのは、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるからであります。

別表

1 指定管理者の概要

団体名	とくていひえいりかつどうほうじんふあみりーすてーしょんりん 特定非営利活動法人ファミリーステーションR i n				
所在地	〒470-0104 日進市岩藤町陸見 63 番地				
代表者	代表理事 小川 悦子				
設立年月日	平成 16 年 4 月 1 日				
従業員数	正会員数 35 名 従事者数 28 名				
沿革	平成 15 年 任意団体ファミリーステーションR i nを設立 平成 16 年 NPO法人格を取得 平成 17 年 法人事務所「R i nのおうち」を日進市岩藤町に開設 令和 元年 愛知県より住宅確保要配慮者居住支援法人指定				
業務内容	1 多様な家族支援事業（日常生活支援、一時預かり、DV シェルター事業等） 2 子どもの健全育成に関する事業（子育て広場、子どもの居場所づくり等） 3 子育て・子育て支援情報収集・整備・提供事業（相談者に伴走するシステム作り） 4 子育て支援者等各種ボランティアの養成・研修				
公共事業等の主な実績	1 独立行政法人福祉医療機構助成事業受託 ～子育てネットワークづくり「子育てのわ・わ・わ」開催 2 愛知県みんなで子育て推進モデル事業受託 ～地域交流イベント開催 3 国土交通省令和元年度居住支援法人活動支援事業実施 4 国土交通省令和 2 年度共生社会実現に向けた住宅セーフティネット機能強化・推進事業による居宅支援事業の実施 5 国土交通省令和 3 年度共生社会実現に向けた住宅セーフティネット機能強化・推進事業による居宅支援事業の実施				
公共施設等 管理実績	発注者	施設所 在県名	施設名	管理内容	管理期間
	日進市	愛知県	にしん子育て総合支 援センター	施設運営及 び維持管理	H19.4～
財政状況 単位：千円	年 度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	
	総収入	33,667	39,667	38,917	
	総支出	34,584	39,586	37,955	

	当期損益	△988	10	891
	累積損益	8,577	8,587	9,479

2 指定管理者の指定方法

募集方法	公募による
------	-------

にしん子育て総合支援センターの指定管理者の候補者の選定について

1 対象施設

施設名称 にしん子育て総合支援センター
 所在地 日進市栄四丁目 1002 番地 2
 延床面積 234 m²
 構造 鉄骨造 平屋建て
 開設年月日 平成 14 年 4 月 1 日

2 提案の概要

- ・「日進市で子育てできてよかった」と感じられるようなまちづくりに貢献できるよう、管理運営体制を整える。
- ・全ての子どもや子育て家庭に必要な支援がいきわたるよう、事業間の連携を強化し対応する。
- ・多岐にわたる利用者ニーズを素早く活かせる体制づくり、業務改善を実施する。
- ・施設を利用しにくい子育て家庭に対して積極的なアウトリーチを実施するとともに、ICTを活用した子育て支援情報や事業の提供を行う。
- ・子育て総合支援拠点として、人・地域・事業・サービス等が繋がるよう各事業を通して子育て家庭との関係を築き、適切に対処する。
- ・子育て家庭が地域の中で孤立することなく、地域に見守られていきいきと過ごせる魅力的なまちづくりに貢献する。

提案額

単位：千円（消費税込）

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
指定管理料	37,200	37,200	37,200

	令和 7 年度	令和 8 年度	合計
指定管理料	37,200	37,200	186,000

3 主な委員意見（評価できる点）

- ・NPO法人として、子育て、そして本施設運営についての核となる思いがよく伝わってきた。
- ・今期の指定管理実践に照らし、妥当性のある提案内容となっている。次期の事業構想、計画についても実現可能性が高く、評価できる。
- ・実績を有しているのみならず次年度以降につながる人材育成の循環をつくっていること。
- ・ITの活用等、親、時代のニーズに沿った運営に努力している。

- ・今回の新型コロナウイルスの中での事業は大変気をつかう働きであり、あらゆる対応は大変であったと思うが、真摯に業務に携わってこられたことは評価できる。

4 審査結果

審査基準	審査項目	配点	NPO 法人ファミリー ステーション Rin
1 市民の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。(条例第4条第1号)	①施設管理に関する基本的な考え方	75	62.0
	②利用促進に関する考え方及び具体策	75	57.0
2 事業計画書の内容が施設の効用を最大限に発揮するものであること。(同条第2号)	①施設の有効活用等	25	17.0
	②事業の計画	75	59.0
	③地域貢献	25	18.0
3 事業計画書の内容が施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。(同条第3号)	①指定管理料(提案額)	25	15.0
	指定管理料(収支計画等)	50	35.0
	②本施設の維持管理等	50	39.0
4 事業計画書に沿った管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。(同条第4号)	①管理運営実績	50	43.0
	②本施設の管理運営に必要な人員	25	20.0
	③組織体制	25	19.0
合 計		500	384.0

議案第 81 号

日進市生涯学習プラザの指定管理者の指定について

下記のとおり日進市生涯学習プラザの指定管理者を指定するものとする。

令和 3 年 1 1 月 2 5 日提出

日進市長 近 藤 裕 貴

記

- 1 公の施設の名称 日進市生涯学習プラザ
- 2 指定管理者の名称 日進アシスト株式会社
- 3 指定管理者の所在 愛知県日進市浅田平子二丁目 2 4 5 番地
- 4 指定の期間 令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

提案理由

この案を提出するのは、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求めるからであります。

別表

1 指定管理者の概要

団体名	にっしんあしすとかがしきがいは 日進アシスト株式会社				
所在地	〒470-0128 日進市浅田平子二丁目 245 番地				
代表者	代表取締役 加藤 隆宏				
設立年月日	平成 17 年 9 月 22 日				
職員数	278 名（社員 40 名、契約社員 18 名、臨時社員 220 名）				
沿革	平成 17 年 9 月 日進市の 100%出資会社として、日進アシスト株式会社を設立 平成 18 年 4 月 日進市公共施設の指定管理者、その他管理及び給食調理業務等を開始				
業務内容	1 公共施設の維持管理、運営及び窓口業務等の委託業務 2 給食に関する調理・配膳業務 3 イベントの企画及び運営				
公共事業等の主な実績	1 日進市民会館及び日進市ふれあい工房（現指定管理者） 2 日進市生涯学習プラザ（現指定管理者） 3 日進市スポーツセンター（元指定管理者） 4 日進市総合運動公園及び市営テニスコート・グラウンド（現指定管理者） 5 日進市学校給食センターにおける調理及び日進市内小・中学校での配膳業務（現在） 6 日進市立保育園における調理、配送及び用務業務（現在） 7 日進市放課後子ども総合プラン運営業務（現在）				
公共施設等管理実績	発注者	施設所在県名	施設名	管理内容	管理期間
	日進市	愛知県	日進市民会館	施設運営及び維持管理	H18.4～
	日進市	愛知県	日進市生涯学習プラザ	〃	H18.4～
	日進市	愛知県	日進市スポーツセンター	〃	H18.4～ H24.3
	日進市	愛知県	日進市総合運動公園及び市営テニスコート・グラウンド	〃	H18.4～
	日進市	愛知県	日進市ふれあい工房	〃	H19.4～

	年 度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
財政状況 単位：千円	総収入	650,500	667,406	689,744
	総支出	645,843	663,545	696,224
	当期損益	4,642	3,294	5,067
	累積損益	278,468	279,762	297,329

2 指定管理者の指定方法

募集方法	公募による
------	-------

日進市生涯学習プラザの指定管理者の候補者の選定について

1 対象施設

施設名称 日進市生涯学習プラザ
 所在地 日進市浅田町西前田 8 番地 7
 敷地面積 2,119.61 m²
 構造 鉄骨造 地上 2 階建て
 開設年月日 平成 16 年 5 月 1 日

2 提案の概要

- ・行政と市民の架け橋となる高品質なサービスを提供する。
- ・関連施設との連携により成果発表の場を提供し、生涯学習の発展・充実に寄与するとともに、他施設との交流・情報共有により市内公共施設全体の活性化を図る。
- ・AI を活用した「自動会話プログラム」導入やご意見パネルの設置により、利用者ニーズの把握に努め、管理運営やサービス向上へ反映する。
- ・利用の少ない時間帯を活用したワーキング・勉強スペースの開設や 2 時間貸し制度の導入により、施設の有効活用と利便性の向上を目指す。
- ・ホームページや SNS を活用したリアルタイムでの施設や講座の空き情報やイベント情報などの発信と、インターネットを活用した抽選受付を取り入れる。
- ・自主講座のサークル化と、募集者と参加者を繋ぐサークルバンクにより継続的な活動を支援する。

提案額

単位：千円（消費税込）

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
指定管理料	15,620	15,730	15,730

	令和 7 年度	令和 8 年度	合計
指定管理料	15,620	15,510	78,210

3 主な委員意見（評価できる点）

- ・実績をふまえ、堅実で着実な、地に足のついた提案であった。
- ・今期までの指定管理、運営の実績のもとにあり、様々な文脈を織り込んだ提案書、実現性の高い提案となっており評価できる。
- ・日進市の意図や市民のニーズに対応した提案であること。
- ・これまでの施設管理の実績と課題を踏まえ、自主事業の新たな取組等により、稼働率向上の努力が伺える。
- ・過去の実績を土台にして良くまとまっている。

4 審査結果

審査基準	審査項目	配点	申請者①	日進アシスト株式会社
1 市民の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。(条例第4条第1号)	①施設管理に関する基本的な考え方	50	40.0	39.0
	②利用促進に関する考え方及び具体策	50	39.0	37.0
2 事業計画書の内容が施設の効用を最大限に発揮するものであること。(同条第2号)	①施設の有効活用等	50	41.0	38.0
	②事業の計画	50	38.0	38.0
	③地域貢献	50	37.0	38.0
3 事業計画書の内容が施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。(同条第3号)	①指定管理料(提案額)	50	47.5	50.0
	指定管理料(収支計画等)	50	36.0	36.0
	②本施設の維持管理等	50	40.0	38.0
4 事業計画書に沿った管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。(同条第4号)	①管理運営実績	50	30.0	41.0
	②本施設の管理運営に必要な人員	25	19.0	16.0
	③組織体制	25	19.0	20.0
合 計		500	386.5	391.0

議案第 82 号

日進市スポーツセンターの指定管理者の指定について

下記のとおり日進市スポーツセンターの指定管理者を指定するものとする。

令和 3 年 1 1 月 2 5 日提出

日進市長 近 藤 裕 貴

記

- 1 公の施設の名称 日進市スポーツセンター
- 2 指定管理者の名称 コナミスポーツ・エリアワン共同事業体
- 3 指定管理者の所在 東京都品川区東品川四丁目 1 0 番 1 号
- 4 指定の期間 令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

提案理由

この案を提出するのは、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求めるからであります。

別表

1 指定管理者の概要

団体名	コナミスポーツ株式会社				
所在地	〒140-0002 東京都品川区東品川四丁目 10 番 1 号				
代表者	代表取締役社長 有坂 順一				
設立年月日	昭和 48 年 3 月 14 日				
職員数	4,973 名（常勤 1,040 名、非常勤 3,933 名）				
沿革	昭和 48 年 3 月 株式会社千葉久友の会設立 昭和 58 年 5 月 フィットネスクラブ運営に向け「エグザス事業」を開始 平成 27 年 10 月 株式会社コナミスポーツクラブに商号変更 平成 31 年 3 月 コナミスポーツ株式会社に商号変更				
業務内容	1 スポーツクラブの開発・運営 2 市町村や民間企業の各種スポーツ施設運営の受託 3 法人向け健康指導や地域支援事業などの出張サービスの推進 4 健康関連プログラムの開発、ライセンス販売 5 各種スポーツイベントの企画・運営等 6 ネットワークや IT を活用した健康管理の推進 7 フィットネス機器やサプリメントの開発・販売 8 スポーツ関連商品のオンラインショップ運営				
公共事業等の主な実績	指定管理者等の PPP 事業を全国で展開 227 施設 うち愛知県内 25 施設				
公共施設等 管理実績	発注者	施設所在県名	施設名	管理内容	管理期間
	日進市	愛知県	日進市スポーツセンター	施設運営 及び運動 指導	H24.4～
	名古屋市	愛知県	名古屋市中スポーツセンター	〃	H30.4～
	刈谷市	愛知県	刈谷市総合運動公園	〃	H19.4～
	一宮市	愛知県	一宮市体育施設 (市内 21 施設一括管理)	〃	H28.4～
	愛知県	愛知県	愛知県口論義運動公園	〃	H28.4～

財政状況 単位：千円	年 度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
	総収入	62,953,000	58,518,000	36,438,000
	総支出	58,028,000	56,917,000	43,734,000
	当期損益	4,925,000	1,600,000	▲7,295,000
	累積損益	-	-	-

2 指定管理者の指定方法

募集方法	公募による
------	-------

別表

1 指定管理者の概要

団体名	エリアワン株式会社				
所在地	〒448-0857 愛知県刈谷市大手町5丁目1番地				
代表者	代表取締役社長 杉浦 祐介				
設立年月日	平成17年11月15日				
職員数	200名（正社員27名、準社員3名、パート職員170名）				
沿革	平成17年11月 株式会社西三河エリアワン設立 平成19年4月 刈谷市総合運動公園内体育施設指定管理開始 平成24年4月 日進市スポーツセンターの指定管理開始 平成28年4月 愛知県口論義運動公園の指定管理開始 令和3年3月 エリアワン株式会社に商号変更				
業務内容	1 PPP事業（指定管理事業、PFI事業、公共施設の業務受託等） 2 プロモーション戦略事業（販促戦略の企画立案・運営サポート、広報媒体の制作、イベント・教室等の企画運営等） 3 商業施設再生事業（レジャー施設・飲食店・物販店の再生コンサルティング、飲食店・物販店等の経営継承等）				
公共事業等の主な実績	指定管理施設 8施設（日進市、刈谷市、安城市、愛知県） PFI事業 2案件（西尾市、高浜市） 委託管理施設 3施設（名古屋市、刈谷市）				
公共施設等 管理実績	発注者	施設所在県名	施設名	管理内容	管理期間
	日進市	愛知県	日進市スポーツセンター	広報業務 事業企画 業務等	H24.4～
	愛知県	愛知県	愛知県口論義運動公園	指定管理	H28.4～
	刈谷市	愛知県	刈谷市総合運動公園	〃	H19.4～
財政状況 単位：千円	年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
	総収入	994,381	941,509	922,780	
	総支出	970,315	939,281	914,602	
	当期損益	24,066	2,228	8,178	
	累積損益	150,761	151,989	134,520	

2 指定管理者の指定方法

募集方法	公募による
------	-------

日進市スポーツセンターの指定管理者の候補者の選定について

1 対象施設

施設名称	日進市スポーツセンター
所在地	日進市蟹甲町家布 58 番地 1
敷地面積	13,565 m ²
構造	体育館 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 地上 3 階 駐車場棟 鉄筋コンクリート造 地上 2 階、地下 2 階
開設年月日	平成 8 年 10 月 1 日

2 提案の概要

- ・誰もが利用しやすい施設となるよう、ユニバーサルデザインでの案内を行う。
- ・初級障がい者スポーツ指導員の資格を取得し、障がい者のスポーツ・レクリエーション参加を支援する。
- ・維持管理業務や修繕業務等においては、地元企業に委託し、地域の活性化に取り組む。
- ・施設の老朽化を鑑み、日常点検を強化し、予防保全に努め、計画的な維持管理を行う。
- ・多岐にわたって業務が遂行できるよう、職員のマルチジョブ化を図り、柔軟な業務体制を構築する。

提案額

単位：千円（消費税込）

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
指定管理料	81,900	81,900	81,900

	令和 7 年度	令和 8 年度	合計
指定管理料	81,900	81,900	409,500

3 主な委員意見（評価できる点）

- ・豊富な管理実績から、積極的、時宜を得た、斬新な提案がなされている。
- ・今期までの実績に照らし、実現可能性の高い提案であると思量される。
- ・大手の安定した仕組み、ノウハウがある。
- ・運営実績からみて、利用者サービス、事業計画、施設維持管理等、安心して任せられる。
- ・施設のあらゆる点において配慮がなされている。

4 審査結果

審査基準	審査項目	配点	コナミスポーツ・ エリアワン共同事 業体
1 市民の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。(条例第 4 条第 1 号)	①施設管理に関する基本的な考え方	50	42.0
	②利用促進に関する考え方及び具体策	50	42.0
2 事業計画書の内容が施設の効用を最大限に発揮するものであること。(同条第 2 号)	①施設の有効活用等	50	42.0
	②事業の計画	50	41.0
	③地域貢献	50	38.0
3 事業計画書の内容が施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。(同条第 3 号)	①指定管理料 (提案額)	50	30.0
	指定管理料 (収支計画等)	50	34.0
	②本施設の維持管理等	50	41.0
4 事業計画書に沿った管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。(同条第 4 号)	①管理運営実績	50	45.0
	②本施設の管理運営に必要な人員	25	19.0
	③組織体制	25	20.0
合 計		500	394.0

議案第 83 号

日進市総合運動公園、市営テニスコート・グラウンドの指定管理者の指定について

下記のとおり日進市総合運動公園、市営テニスコート・グラウンドの指定管理者を指定するものとする。

令和 3 年 11 月 25 日提出

日進市長 近 藤 裕 貴

記

- 1 公の施設の名称 日進市総合運動公園、市営テニスコート・グラウンド
- 2 指定管理者の名称 日進アシスト株式会社
- 3 指定管理者の所在 愛知県日進市浅田平子二丁目 245 番地
- 4 指定の期間 令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

提案理由

この案を提出するのは、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求めるからであります。

別表

1 指定管理者の概要

団体名	にっしんあしすとかがしきがいは 日進アシスト株式会社				
所在地	〒470-0128 日進市浅田平子二丁目 245 番地				
代表者	代表取締役 加藤 隆宏				
設立年月日	平成 17 年 9 月 22 日				
職員数	278 名（社員 40 名、契約社員 18 名、臨時社員 220 名）				
沿革	平成 17 年 9 月 日進市の 100%出資会社として、日進アシスト株式会社を設立 平成 18 年 4 月 日進市公共施設の指定管理者、その他管理及び給食調理業務等を開始				
業務内容	1 公共施設の維持管理、運営及び窓口業務等の委託業務 2 給食に関する調理・配膳業務 3 イベントの企画及び運営				
公共事業等の主な実績	1 日進市民会館及び日進市ふれあい工房（現指定管理者） 2 日進市生涯学習プラザ（現指定管理者） 3 日進市スポーツセンター（元指定管理者） 4 日進市総合運動公園及び市営テニスコート・グラウンド（現指定管理者） 5 日進市学校給食センターにおける調理及び日進市内小・中学校での配膳業務（現在） 6 日進市立保育園における調理、配送及び用務業務（現在） 7 日進市放課後子ども総合プラン運営業務（現在）				
公共施設等管理実績	発注者	施設所在県名	施設名	管理内容	管理期間
	日進市	愛知県	日進市民会館	施設運営及び維持管理	H18.4～
	日進市	愛知県	日進市生涯学習プラザ	〃	H18.4～
	日進市	愛知県	日進市スポーツセンター	〃	H18.4～ H24.3
	日進市	愛知県	日進市総合運動公園及び市営テニスコート・グラウンド	〃	H18.4～
	日進市	愛知県	日進市ふれあい工房	〃	H19.4～

	年 度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
財政状況 単位：千円	総収入	650,500	667,406	689,744
	総支出	645,843	663,545	696,224
	当期損益	4,642	3,294	5,067
	累積損益	278,468	279,762	297,329

2 指定管理者の指定方法

募集方法	公募による
------	-------

日進市総合運動公園、市営テニスコート・グラウンドの指定管理者の候補者の選定について

1 対象施設

施設名称	日進市総合運動公園、市営テニスコート・グラウンド
所在地	日進市岩藤町大清水 919 番地 1 (総合運動公園)
敷地面積	181,000 m ² (総合運動公園)
施設概要	総合運動公園 (テニスコート、野球場、スポーツ広場、弓道場、キャンプ場、プール、芝生広場、中心広場、庭園、多目的芝生広場、休憩所等) 香久山テニスコート、藤島テニスコート、西山テニスコート 東山グラウンド、米野木北山グラウンド
開設年月日	昭和 62 年 4 月 1 日 (総合運動公園)

2 提案の概要

- ・「第 4 次日進市生涯学習 4 W プラン」を鑑み、積極的な施設改善と高品質なサービスを提供する。
- ・施設稼働率 50% 以上を目指し、プールのオフシーズンを利用した自主事業を展開するなど、施設の有効活用に努める。
- ・AI を活用した「自動会話プログラム」を新たに導入し、利用者のニーズの把握に努め、管理運営やサービスの向上に反映させる。
- ・キャンプ場のグレードアップを図り、利用者が終日楽しめる公園運営を構築する。
- ・地域防犯・防災活動、社会貢献活動、市内在住者の雇用など、地域に密着した管理運営を行い、地域貢献・活性化に努める。

提案額

単位：千円 (消費税込)

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
指定管理料	53,700	53,700	53,700

	令和 7 年度	令和 8 年度	合計
指定管理料	53,700	53,700	268,500

3 主な委員意見 (評価できる点)

- ・環境配慮への積極的な姿勢が感じられた。
- ・これまでの実績の延長線上にある提案、計画であり、妥当であると思量される。
- ・熱意が感じられる提案内容であり、多くの独自の工夫やアイデアがあること。
- ・屋外施設の事業、維持管理等の運営は稼働率が低いなか、困難な点が多いが、新たな

な取組を提案、チャレンジする意欲は評価できる。

- ・管理釣り場については、新たな施設利用の形として有効であった。

4 審査結果

審査基準	審査項目	配点	日進アシスト株式会社
1 市民の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。(条例第4条第1号)	①施設管理に関する基本的な考え方	50	38.0
	②利用促進に関する考え方及び具体策	50	35.0
2 事業計画書の内容が施設の効用を最大限に発揮するものであること。(同条第2号)	①施設の有効活用等	50	40.0
	②事業の計画	50	37.0
	③地域貢献	50	42.0
3 事業計画書の内容が施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。(同条第3号)	①指定管理料(提案額)	50	30.0
	指定管理料(収支計画等)	50	36.0
	②本施設の維持管理等	50	39.0
4 事業計画書に沿った管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。(同条第4号)	①管理運営実績	50	40.0
	②本施設の管理運営に必要な人員	25	17.0
	③組織体制	25	18.0
合 計		500	372.0

議案第 84 号

上納池スポーツ公園の指定管理者の指定について

下記のとおり上納池スポーツ公園の指定管理者を指定するものとする。

令和 3 年 1 1 月 2 5 日提出

日進市長 近 藤 裕 貴

記

- 1 公の施設の名称 上納池スポーツ公園
- 2 指定管理者の名称 ハマダスポーツ企画株式会社
- 3 指定管理者の所在 愛知県名古屋市名東区猪高台一丁目 1 3 1 6 番地
- 4 指定の期間 令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

提案理由

この案を提出するのは、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求めるからであります。

別表

1 指定管理者の概要

団体名	ハマダスポーツ企画株式会社 <small>ふりがな きかくかぶしがいしゃ</small>				
所在地	〒465-0028 愛知県名古屋市名東区猪高台一丁目 1316 番地				
代表者	代表取締役 濱田英之				
設立年月日	昭和 59 年 5 月 14 日				
職員数	500 名（社員 80 名、パート・アルバイト 420 名）				
沿革	昭和 59 年 会社設立（代表取締役：濱田卓兒）民間フィットネス施設の設計・コンサル・委託運営事業を展開 平成 9 年 公共体育施設における管理運営委託事業開始 平成 14 年 公共施設における P F I 事業開始 平成 17 年 公共施設における指定管理者事業開始 平成 19 年 代表取締役 濱田英之 就任				
業務内容	1 民間・公共体育施設の経営、受託経営及び経営コンサルタント 2 民間・公共体育施設の経営者及び体育に関する指導者の養成 3 民間・公共体育施設建設事業の市場調査、開発、企画、設計 4 体育用具、用品の企画・販売 5 総合警備保障業務 6 労働者派遣事業 7 文化施設、観光施設及び遊技施設の経営、受託経営、経営コンサルタント及び管理業務 8 各種催事の企画、運営及び管理業務 9 保育所及び児童館の経営、受託経営及び経営コンサルタント 10 上記各号に付帯する一切の業務				
公共事業等の主な実績	1 民間体育施設管理運営 : 2 施設 2 公共事業（指定管理者）: 17 案件 58 施設 ※関係会社含む 3 公共事業（P F I 事業）: 1 案件 4 公共事業（業務委託）: 5 案件以上				
公共施設等管理実績	発注者	施設所在県名	施設名	管理内容	管理期間
	日進市	愛知県	上納池スポーツ公園	指定管理者	H18.4～
	尾張旭市	愛知県	尾張旭市総合体育館 他 5 施設	指定管理者	H20.4～

	尾張旭市	愛知県	東部市民センター 他 2 施設	指定管理者	H22. 4～
	瀬戸市	愛知県	瀬戸市体育館 他 6 施設	指定管理者	H23. 4～
	豊田市	愛知県	西部体育館 他 1 施設	指定管理者	H19. 4～
	清須市	愛知県	勤労福祉会館 A R O 清州	指定管理者	H17. 4～
	豊山町	愛知県	豊山スカイプール	指定管理者	H19. 4～
	豊橋市	愛知県	アクアリーナ豊橋	指定管理者	H24. 8～
	豊橋市	愛知県	総合体育館 他 12 施設	指定管理者	H31. 4～
	一宮市	愛知県	総合体育館 他 4 施設	指定管理者	H20. 4～
	一宮市	愛知県	一宮地域文化広場 他 1 施設	指定管理者	H21. 4～
	関市	岐阜県	武芸川健康プール	指定管理者	H24. 4～ H31. 3
	高山市	岐阜県	清見 B & G 海洋センター 他 8 施設	指定管理者	H18. 4～
	東郷町	愛知県	兵庫児童館	指定管理者 (P F I)	H19. 4～
財政状況 単位：千円	年 度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	
	総収入	1, 625, 933	1, 857, 956	1, 700, 348	
	総支出	1, 608, 399	1, 827, 157	1, 666, 550	
	当期損益	17, 534	30, 799	33, 798	
	累積損益	247, 830	278, 629	312, 427	

2 指定管理者の指定方法

募集方法	公募による
------	-------

上納池スポーツ公園の指定管理者の候補者の選定について

1 対象施設

施設名称	上納池スポーツ公園
所在地	日進市浅田町西田面 155 番地 1
敷地面積	31,526 m ²
施設概要	上納池体育館、上納池テニスコート、多目的広場、アスレチック広場、健康運動広場、芝生広場、上納池
開設年月日	平成 18 年 1 月 1 日

2 提案の概要

- ・キャッシュレス化を検討し、利用者の利便性向上に努める。
- ・施設の運営だけでなく、施設周辺との連携、学校事業支援、プロスポーツ事業への協力などアウトリーチ事業の拡充を図る。
- ・子ども、子育て世代、就業世代、高齢者向けといったライフステージに合わせた事業を企画し、実施する。
- ・テニスコート照明の LED 化や適切な修繕により、施設の長寿命化に努める。
- ・持ち合わせたノウハウを活用し、地域社会のニーズに対応する。
- ・近隣に多くの管理施設を有していることにより、不測の事態への緊急対応や運営資源・情報の共有など、施設間フォローによる安定した施設管理を実施する。

提案額

単位：千円（消費税込）

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
指定管理料	22,974	22,974	22,974

	令和 7 年度	令和 8 年度	合計
指定管理料	22,974	22,974	114,870

3 主な委員意見（評価できる点）

- ・稼働率が高く、状況に合わせて努力・工夫・改善されてきた実績は高く評価できる。
- ・自主事業やアウトリーチの取組などが施設の設置主旨や市の方針、市の現状と今後の状況を踏まえた積極的な取組であり、実績を有していること。
- ・スポーツ企画に関する豊富な人材をアウトリーチ等、市民スポーツ振興に貢献する姿勢は評価できる。
- ・各スポーツ企業と横のつながりがあり、良い事を取り入れている。

4 審査結果

審査基準	審査項目	配点	ハマダスポーツ企画株式会社
1 市民の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。(条例第4条第1号)	①施設管理に関する基本的な考え方	40	32.0
	②利用促進に関する考え方及び具体策	40	32.0
2 事業計画書の内容が施設の効用を最大限に発揮するものであること。(同条第2号)	①施設の有効活用等	40	33.0
	②事業の計画	40	32.0
	③地域貢献	40	33.0
3 事業計画書の内容が施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。(同条第3号)	①指定管理料(提案額)	40	24.0
	指定管理料(収支計画等)	40	30.0
	②本施設の維持管理等	40	32.0
4 事業計画書に沿った管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。(同条第4号)	①管理運営実績	40	33.0
	②本施設の管理運営に必要な人員	20	13.0
	③組織体制	20	14.0
合 計		400	308.0

議案第 85 号

し尿処理に関する事務の受託について

地方自治法第 252 条の 14 第 1 項の規定により、し尿処理に関する事務を別紙規約のとおり受託することについて関係地方公共団体と協議するので、同条第 3 項において準用する同法第 252 条の 2 の 2 第 3 項の規定に基づき、議決を求める。

令和 3 年 11 月 25 日提出

日進市長 近藤 裕 貴

提案理由

この案を提出するのは、し尿処理に関する事務の受託について、関係地方公共団体である長久手市と協議する必要があるからであります。

日進市と長久手市との間におけるし尿及び浄化槽汚泥の処理事務の委託
に関する規約

(委託事務の範囲)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第252条の14第1項の規定に基づき、長久手市は、し尿及び浄化槽汚泥の処理に関する事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行を日進市に委託する。

(管理及び執行の方法)

第2条 委託事務の管理及び執行については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）のほか、日進市の条例、規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによるものとする。

(経費の負担)

第3条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、長久手市の負担とする。

2 前項の経費の額並びに請求及び納付の方法及び時期については、日進市長が長久手市長と協議して定める。この場合において、日進市長はあらかじめ委託事務に要する経費の見積に関する書類を長久手市長に送付しなければならない。

(予算の執行等)

第4条 日進市長は、委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出については、日進市の予算において分別して計上するものとする。

2 委託事務の管理及び執行に伴い徴収する使用料等の収入は、日進市の収入とする。

3 各年度における経費に対し、長久手市が日進市に納付した額に過不足があるときの経費の調整は、翌年度の長久手市の納付額において行うものとする。

(決算の通知)

第5条 日進市長は、法第233条第6項の規定により決算の要領を公表するときは、同時に当該決算の委託事務に関する部分を長久手市長に通知するものとする。

(条例等の公表等)

第6条 日進市長は、委託事務の管理及び執行について適用される日進市の条例等を制定し、又は改廃しようとする場合においては、あらかじめ長久手市長に通知しなければならない。

2 日進市長は、前項の規定により条例等の制定又は改廃を行った場合においては、直ちにその旨を長久手市長に通知しなければならない。

3 前項の規定による通知があったときは、長久手市長は当該条例等が長久手市に適用される旨及び当該条例等を直ちに公表しなければならない。

(連絡会議)

第7条 日進市長と長久手市長は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、必要に応じて連絡会議を開くものとする。

(委託事務の廃止)

第8条 委託事務の全部又は一部を廃止する場合においては、当該委託事務の管理及

び執行に係る収支は廃止の日をもって打ち切り、日進市長が決算する。この場合において、剰余金が生じたときは、速やかに長久手市長に還付するものとする。

(委任)

第9条 この規約に定めるもののほか、委託事務に関し必要な事項は、日進市長が定める。この場合において、日進市長は長久手市長に協議するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、令和4年4月1日から施行する。

(条例等の公表)

2 長久手市長は、この規約の告示の際、併せて委託事務に関する日進市の条例等が長久手市に適用される旨及びこれらの条例等を公表するものとする。

議案第 86 号

し尿処理に関する事務の変更について

地方自治法第 252 条の 14 第 2 項の規定により、し尿処理に関する事務を別紙規約のとおり変更することについて関係地方公共団体と協議するので、同条第 3 項において準用する同法第 252 条の 2 の 2 第 3 項の規定に基づき、議決を求める。

令和 3 年 11 月 25 日提出

日進市長 近藤 裕 貴

提案理由

この案を提出するのは、し尿処理に関する事務の変更について、関係地方公共団体である愛知郡東郷町と協議する必要があるからであります。

日進市と愛知郡東郷町との間におけるし尿処理事務の委託に関する規約の一部を改正する規約

令和 年 月 日

日進市と愛知郡東郷町との間におけるし尿処理事務の委託に関する規約の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>日進市と愛知郡東郷町との間におけるし尿及び浄化槽汚泥の処理事務の委託に関する規約</p> <p>(委託事務の範囲)</p> <p><u>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第252条の14第1項の規定に基づき、愛知郡東郷町は、し尿及び浄化槽汚泥の処理に関する事務(以下「委託事務」という。)の管理及び執行を日進市に委託する。</u></p> <p>(管理及び執行の方法)</p> <p><u>第2条 略</u></p> <p>(経費の負担)</p> <p><u>第3条 略</u></p> <p>2 前項の経費の額並びに請求及び納付の方法及び時期については、日進市長が愛知郡東郷町長と協議して定める。この場合において、日進市長はあらかじめ委託事務に要する経費の見積に関する書類を愛知郡東郷町長に送付しなければならない。</p> <p>(予算の執行等)</p> <p><u>第4条 略</u></p> <p>2 略</p> <p>3 <u>各年度における経費に対し、愛知郡東郷町が日進市に納付した額に過不足があるときの経費の調整は、翌年度の愛知郡東郷町の納付額において行うものとする。</u></p> <p>(決算の通知)</p>	<p>日進市と愛知郡東郷町との間におけるし尿処理事務の委託に関する規約</p> <p>(し尿処理施設の名称)</p> <p><u>第1条 し尿処理施設の名称は、日進美化センターとする。</u></p> <p>(事務の委託)</p> <p><u>第2条 愛知郡東郷町は、し尿及び浄化槽汚泥の処理に関する事務(以下「委託事務」という。)の管理及び執行を日進市に委託する。</u></p> <p>(管理及び執行の方法)</p> <p><u>第3条 略</u></p> <p>(経費の負担)</p> <p><u>第4条 略</u></p> <p>2 前項の経費の額、請求及び支払の方法及び時期については、日進市長が愛知郡東郷町長と協議して定める。この場合において、日進市長はあらかじめ委託事務に要する経費の見積に関する書類を愛知郡東郷町長に送付しなければならない。</p> <p>(予算の執行等)</p> <p><u>第5条 略</u></p> <p>2 略</p> <p>3 <u>委託事務の管理及び執行に係る経費は、毎年度、清算を行うものとする。</u></p> <p>(決算の通知)</p>

第5条 日進市長は、法第233条第6項の規定により決算の要領を公表するときは、同時に当該決算の委託事務に関する部分を愛知郡東郷町長に通知するものとする。

(条例等の公表等)

第6条 略

2 略

3 前項の規定による通知があったときは、愛知郡東郷町長は当該条例等が愛知郡東郷町に適用される旨及び当該条例等を直ちに公表しなければならない。

(連絡会議)

第7条 略

(委託事務の廃止)

第8条 委託事務の全部又は一部を廃止する場合においては、当該委託事務の管理及び執行に係る収支は廃止の日をもって打ち切り、日進市長が決算する。この場合において、剰余金が生じたときは、速やかに愛知郡東郷町長に還付するものとする。

(委任)

第9条 略

第6条 日進市長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第6項の規定により決算の要領を公表するときは、同時に当該決算の委託事務に関する部分を愛知郡東郷町長に通知するものとする。

(条例等の公表等)

第7条 略

2 略

3 前項の規定による通知があったときは、愛知郡東郷町長は当該条例等を直ちに公表しなければならない。

(連絡会議)

第8条 略

(委託事務の廃止)

第9条 委託事務を廃止する場合においては、当該委託事務の管理及び執行に係る収支は廃止の日をもって打ち切り、日進市長が決算する。この場合において、剰余金が生じたときは、速やかに愛知郡東郷町長に還付するものとする。

(委任)

第10条 略

附 則

この規約は、令和4年4月1日から施行する。